

# 国労東海交渉情報

## <自動車協議会版>

第  
201  
号発行責任者：長岡正之  
編集責任者：鶴山 章

# 2018年新賃金、夏季手当要求を提出

国労はさる2月13日に2018年新賃金、夏季手当要求をジェイアール東海バスをはじめとした各会社に対して全国一斉に提出しました。

ジェイアール東海バスについては以下のように提出しました。

## 2018年4月1日以降の新賃金等について

平成29年度の第二四半期決算では、営業収益で30億2470万円（前期比109%）、経常利益で3億8918万円（前期比118%）を確保し、好調に推移している。一方で、平成28年度は13名採用し、退職は5名で実増8名が現在会社に留まってきていることを明らかにしたが、休日労働は平成28年度1人当たり月3.1日等、乗務員不足の解消は今だ程遠い状態といえる。

この間のツアーバス事故の背景には、低価格競争に基づく運賃の引き下げ、業界全体の運転士の労働条件の低下が根底にある。これへの抜本的な対応なくして問題の解決はほど遠い。昨年9月のバス全焼事故は、乗客・乗員にけがは無かったものの看過出来ない事態である。火災発生の原因が焼失により、明らかにされず終いではあるが、今後、会社として対策強化を求めるものである。

バス事業の労働力不足による運転手の高齢化が高止まりする中で、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を柱に長時間・深夜運行・不規則労働の制限及び拘束時間の改善など運転手の労働条件の見直しは焦眉の課題である。ジェイアール東海バスとしても恒常的な要員不足にあり、ツアーバスとの対抗策は要員上から限定される場面が繰り返されている。賃金や福利厚生改善、魅力ある仕事、明るい職場をつくることと、そして業界の過当競争や労働者の低賃金・過密労働に支えられたバス運行からの脱却が将来の会社発展への確かな道である。

言うまでもなく安定した経済と社会をつくるには内需の回復が不可欠であり、その要となるのが勤労者の所得の回復・個人消費支出の増加であることは、火を見るより明らかである。

このような観点から、新賃金の引き上げなどについて下記のように申し入れるので要求を真摯に受けとめ、早急に団体交渉を行い、改善を図られたい。

記

1. 2018年4月1日以降、基準内賃金を定期昇給と別に12,000円を引き上げること。
2. 年間休日の増・休日労働の解消のための要員を確保すること。
3. ソフト・ハード両面からの安全対策をさらに充実させること。
4. 超勤単価を150/100に引き上げること。
5. 専任社員についても社員と同様に賃上げを実施すること。
6. 契約社員・臨時社員の賃金を社員に準じて引き上げること。
7. 契約社員の基本給を契約更新時に引き上げること。
8. 回答は3月14日までにを行うこと。

以上

## 2018年夏季手当支払いについて

国内経済の活性化や景気回復には、内需の要となる労働者の賃金引き上げが欠かせないという事実は最早明白である。しかし、非正規雇用の増加などの雇用環境の悪化は一層深まり、雇用者報酬は2014年まで前期比でマイナスを続け、実質賃金は6年連続の減少となっている。雇用者報酬の減少は個人消費に影響を与え、総務省「家計調査」によれば、2人以上世帯実質家計消費支出は2014年4月の消費増税以降、慢性的にマイナスを続けている。需要の不足は消費者物価の下落につながり、日銀の物価上昇目標は修正を余儀なくされる状況となっている。

ジェイアール東海バスは平成28年度の決算では、営業収益で58億9900万円（前期比1.3%増）、経常利益で8億2100万円（前期比2.2%増）、当期純利益で6億5900万円（前期比4.9%減）を確保し、好調に推移し、平成29年度第二四半期決算でも順調に推移してきている。昨今起きているバス事故は2000年の規制緩和を背景とした過当競争に一因があるといえる。バス運行の重要性と社会的責任があらためて問われることとなっている。

バス運行の安定・安全輸送を支えているのは、一定の設備投資もあるもののひとえに一人ひとりの乗務員や車両係、運行管理など社員の努力である。貴社の企業収益の好調さに対する労働者の貢献度、手当に対する期待は増す一方である。恒常化した要員不足の中で休日労働などにより、負担は重くなってきている社員の労苦に報いることが求められている。

よって、下記のように申し入れるので、要求を真摯に受けとめ、早急に団体交渉を行い、改善を図られたい。

### 記

1. 支払額は、2018年6月1日現在における基準内賃金の3.2ヵ月分とすること。
2. 支払いにあたっては、契約社員の支給額の算定はバス社員と同様とすること。
3. 支払いにあたっての成績率査定は、厳格・公正・公平に行うこと。
4. 支払いは、2018年6月30日までとすること。

以上

